

岩手県選挙管理委員会告示第60号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第34条第1項の規定により、岩手海区漁業調整委員会委員補欠選挙を次のとおり行う。

平成26年9月2日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

- 1 選挙期日 平成26年9月11日
- 2 選挙すべき委員の数 1人